

給与支払報告書

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

法人番号又は個人番号※1 							
鯖江市長 殿 令和6年11月30日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地) 〒916-8666 鯖江市西山町13-1	特別徴収義務者 指定番号 50001				
		氏名 (名称) ○○ 株式会社	電話番号 0778-53-2200				
			部署名 担当者名 職員課 ○○				
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職・長休 ④ 死亡 ⑤ 支払少額・不定期 ⑥ 合併・解散 ⑦ その他 []	1月1日以降 退職時までの 給与支払額※2 円 4,375,117 控除社会 保険料額※2 円 430,886
個人番号※1	0000000000000000						
宛名番号		生年月日 (6月から翌年5月まで) S45年4月1日	6月から 11月まで		R6・11・30		
フリガナ 氏名	サバエ タロウ (旧姓) 鯖江 太郎						
異動後の 住所	鯖江市□□町560番地	120,000 円	60,000 円	60,000 円			

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。

A 一括徴収

ウ)の額も特別徴収義務者が給与等から徴収する一括徴収した税額は12月分(月日納期)で納入します。

徴収予定月	徴収予定額	合計 上記(ウ)の金額
12・25	60,000 円	60,000 円
.	円	
.	円	

1月1日～4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

異動が12月31日までで、本人申出があったため
 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

B 普通徴収

(ウ)の額を本人が支払う。

鯖江市役所より、本人あてに納税通知書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

C 特別徴収継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が徴収する。

法人番号又は個人番号※1	000000000000000001		
フリガナ 名称	サンカクサンカク △△ 株式会社		
所在地	〒916-0000 鯖江市西山町○○番地		
送付先	〒 ※上記の所在地と異なる場合にご記入ください		
電話番号	0778-53-2210	担当者名	○○
月割額	10,000 円を	12 月分	から納入します。 (1月10日納期)
特別徴収義務者指定番号	○○○○○	〔新規の場合のみ記載〕	
受給者番号	00000-00000	納入書	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

※1 マイナンバー法に基づく個人番号および法人番号(法人番号の指定を受けていない場合は事業主の個人番号)の記載が必要です。

※2 記載の有無に関わらず、給与支払報告書の提出が必要です。

個人コード

現年度	次年度
オン ラン	オン ラン

備考

*死亡退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

*提出の流れ:旧事業所(上段記載)→新事業所(C欄記載)→鯖江市
*電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。